

質 問 回 答

2019年9月3日

「パプアニューギニア国トクア空港整備事業協力準備調査(QCBS)」

(公示日:2019年8月21日/公示番号:19a00320)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1.	P12: 2. 事業の概要、(3) 3)供給処理施設	・供給処理施設に「燃料貯蔵施設」が示されていますが、この施設は航空機燃料を対象とした施設との理解でよろしいでしょうか？ その場合、航空機燃料貯蔵施設は民間会社が整備するのが一般的ですが、円借款事業の対象に含めるということでしょうか？ 現在は民間会社が貯蔵施設を管理運営しています。	燃料貯蔵施設は、航空機燃料を対象とした施設です。 当該施設は円借款融資対象施設ではありませんが、空港施設の配置を検討する際に必要な検討(必要タンク容量、タンク配置等)は今回調査の対象です。
2.	P14: 5. 調査実施上の留意点 (5) 設計・積算業務における参照資料及び JICA への確認	・最終段落において「各報告書作成時にはプルーフエンジニアリングに要する期間(4週間)を見込み……」と示されていますが、「各報告書」とは4つのレポートの内、どのレポートを示すのでしょうか？	以下の2報告書が対象です。 ・インテリムレポート ・ドラフトファイナルレポート
3.	P22: 7. 成果品等	・作成・提出する4つのレポートの製本の仕様をご教示願います。 ・電子媒体の仕様をご教示願います。	1)インセプションレポート 簡易製本(ホッチキス止め可) 2)インテリムレポート 簡易製本(ホッチキス止め可) 3)ドラフトファイナルレポート 簡易製本(ホッチキス止め可) 4)ファイナルレポート 報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体

			に関するガイドライン」に基づくもの とします。 電子媒体： CD-R（和文1枚、英文1枚）
4.	P23: 第3章 1. (2) 7)	・本件は有償資金協力を想定しているため、「実施設計・施工 監理体制」ではなく「実施設計体制」となりますでしょうか。	ご指摘の通り「実施設計体制」となります。
5.	P23: 第3章 2. (2) 1)業務 量の目途	・全体業務量の目途は約 37.5MM と示されていますが、評価 対象業務従事者 3 名の合計目途が示されていません。可能で あればご教示願います。	JICA 側で想定する評価対象業務従事者 3 名の合計は 16.94M/M となります。
6	P15: 5. 調査実施上の留 意事項、(11) 環境社会配慮	当該箇所には「本プロジェクトは既存の空港敷地内での実施 が想定されており、住民移転は発生せず(中略)望ましくない影 響は大きくないと考えられるが・・・」とあります。一方、本事業は 延長後の滑走路の長さが 2,500 メートル以上であり、かつ、滑 走路を 500 メートル以上延長することから日本の環境影響評 価法の対象規模要件に照らすと第一種事業に該当し、環境影 響が大きい事業に区分されます。このことから現時点でカテ ゴリーA の事業に該当すると想定され、調査内容及び工程上こ れを考慮する必要があると思料しますが、このように判断して よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	第 2 章 特記仕様書案 5. 調査実施上の留意事項 (5)設計・積算業務における 参照資料及び JICA への確 認	「各報告書作成時にはブルーフェンジンギンに要する期間 (約 4 週間)を見込み」とありますが、具体的にどの報告書が対 象でしょうか。「7.成果品等(1)調査報告書」に記載の 4 件す べての報告書が該当するのでしょうか。	「2.」回答参照。
8	第 2 章 特記仕様書案 5. 調査実施上の留意事項	「カテゴリーA と判断された場合の環境社会配慮関係追加業務 については、・・・契約変更を協議する。」とありますが、判断が	先方と滑走路延長について内諾を得る頃 で、第 1 回現地調査中に先方と滑走路延長

	(10)環境社会配慮	下される時期はいつ頃を想定していますでしょうか。	について合意を得る時点です。
9	第 2 章 特記仕様書案 7. 成果品等 (1)調査報告書	報告書の製本の仕様について言及されていませんが、全て任意(簡易製本)で構わないのでしょうか。また、「4)ファイナルレポート」の「電子媒体」と10は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)に記載の仕様に基づく媒体(CD)を指すのでしょうか。	「3.」の回答参照。
10	第 2 章 特記仕様書案 7. 成果品等 (1)調査報告書 1) インセプションレポート	本件公示に記載されている「履行期間」には、開始日が2019年10月18日と記載されていますが、インセプションレポートの提出時期が「2019年10月中旬」となっております。契約後、直ちに提出するという事でしょうか。	約3営業日後を想定。
11	第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	1)業務量の目途に、「約37.5 M/M」とありますが、評価対象とする業務従事者の予定人月数は特に定めは無いのでしょうか。	「5.」の回答参照
12	第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (6)	第2章 2. 事業の概要 (4)対象地域には「東ニューブリテン州」(ニューブリテン島)とありますが、旅費についての標準渡航経路では、目的地が「ポートモレスビー」(ニューギニア島)になっているのはなぜですか。	標準渡航経路については、日本からパプアニューギニアへの国際路線のみを対象としています。パプアニューギニアの国内路線については別途計上いただいて結構です。
以上、8月26日回答分			
13	P15: 5. 調査実施上の留意事項、(11)環境社会配慮、(12)調査の迅速化	第1回現地調査の結果により本件がカテゴリA案件と決まれば、EIA レベルの環境社会配慮調査となり契約変更が必要になります。この場合「(12)調査の迅速化」に示される今後の主な予定時期も合わせて変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	・カテゴリA案件となる可能性が高いことから、プロポーザルにはEIAレベルの調査を見込んだM/Mの積み上げをお願いします。 ・EIAレベルの調査が必要となっても、当初の全体調査期間内で終わることが可能と想定していますので、今後の主な予定時期も変更しないものと想定しています。

14	P19, 20 6.調査内容(15)環境社会配慮分析	(15)に示される環境社会配慮助言委員会への出席、資料作成及び質疑対応等の業務支援はカテゴリ-B のままでは発生しないため、カテゴリ-A 案件に決定後の変更契約に含まれると考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	「13.」の回答参照
以上、8月30日回答分			
15	P6: 8. 契約交渉者の決定方法、(2) 2) 価格評価 P15: 5. 調査実施上の留意事項、(10) 環境社会配慮 P20: 6. 調査内容、(15) 環境社会配慮分析 P.24: 2. 業務実施上の条件、(2) 1) 業務量の目途	5.調査実施上の留意事項(10)環境社会配慮では「カテゴリ-A と判断された場合の環境社会配慮関係追加業務については、その範囲・内容について、発注者、受注者協議して確定し、追加変更を協議する。」とあります。従って、プロポーザルの価格評価はカテゴリ-B の場合の見積もりに対して行われると理解してよろしいでしょうか。 カテゴリ-A で必要なEIAレベルの環境社会配慮調査(環境社会配慮助言委員会への出席、資料作成、質疑対応を含む)は業務量の目途 37.5MMには含まれていないとの理解です。	「13.」の回答参照
16	P15: 5. 調査実施上の留意事項、(10) 環境社会配慮 P20: 6. 調査内容、(15) 環境社会配慮分析 P.23: 1. プロポーザルに記載されるべき事項、(2) 業務の実施方針等 P.24: 2. 業務実施上の条件、(2) 1) 業務量の目途	5.調査実施上の留意事項(10)環境社会配慮では「カテゴリ-A と判断された場合の環境社会配慮関係追加業務については、その範囲・内容について、発注者、受注者協議して確定し、追加変更を協議する。」とあります。 カテゴリ-A 案件と判断された場合は現地での詳細なベースライン調査、ステークホルダー開催支援のための現地再委託が必要です。これは上記留意事項にある追加変更に含まれると理解してよろしいでしょうか。	「P20: 6. 調査内容、(15) 環境社会配慮分析」に記載の通り、「本事業実施に当たり、用地取得及び住民移転は発生しないことを確認しているが、調査の結果、事業対象地の非正規利用への影響を含め用地取得・住民移転が生じることとなる場合」には、追加変更に含まれます。
以上、8月30日回答分			
17	P20: 6. 調査内容、(15) 環境社会配慮分析	「非正規利用への影響を含め用地取得・住民移転が生じることとなる場合」以外の場合は環境社会配慮ガイドラインのカテゴリB 対応と判断できます。左記判断で誤りがないか確認したく、	「非正規利用への影響を含め用地取得・住民移転が生じることとなる場合」の他、「2500m 以上の滑走路整備」を伴う事業であ

		ご回答いただけましたら幸甚です。	る場合、カテゴリ A となります。
18	P27:5. 見積書作成にかかる留意事項(7)	宿泊料について定められた定額はいつ頃公開予定でしょうか。	<p>現在、パプアニューギニアにおいては、ヘラ州及び南ハイランド州において、安全管理対策上の理由から「JICA 事務所が安全状況を確認したホテル」への滞在を求めています。その他地域では滞在ホテルの指定を行っていません。このため、本業務における宿泊料については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」における宿泊料の規定に基づき、見積りを行ってください。</p> <p>ただし、現在、JICA 事務所が滞在ホテルを推奨していることもあり、今後これを「推奨」から「指定」に変更する可能性もありますので、宿泊料の単価は、上記「経理処理ガイドライン」に規定される「上限額」を用いて、見積もってください。</p>

以上